

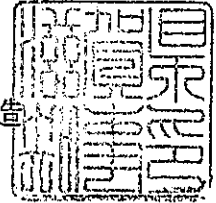


別紙 2

滋 鳥 獣 第 8 5 号
令和 5 年 (2023 年) 6 月 21 日

滋賀県環境審議会
会長 仁連 孝昭 様

滋賀県知事 三日月 大造



滋賀県ニホンザル第二種特定鳥獣管理計画 (第 5 次) の策定について (諮問)

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (平成 14 年法律第 88 号) 第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき標記の計画を策定するため、同条第 3 項において準用する第 4 条第 4 項の規定に基づき、貴審議会の意見を伺います。